

令和7年度「事業計画」

北海道共同募金会

《基本方針》

共同募金のもつ運動性による“たすけあいと道民相互の関わりづくり”

国民的なたすけあい運動として地域に根付いてきた共同募金は、令和7年で79回目の運動を迎える。

「少子高齢化・人口減少時代」の到来が叫ばれ久しい現代、昨今は人出不足による企業活動の停滞や公共交通機関の運行縮小などに見られるように、我々の日常生活へのその影響が具体的な形をとり始め、地域においては、住民の生活課題の多様化、個別化、複雑化が懸念される状況もあり、もとより人々の交流意識の希薄化が指摘される世相にあって、新型コロナウイルス感染拡大以来、孤独感を抱える人の課題も浮き彫りとなってきた。

そうしたなか、皆が地域社会とつながりながら安心して生活していくことができるよう、地域住民や地域の多様な主体が参画し世代や分野を超えてつながることで、人々の生活や地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、地域住民が主体的、積極的にかかわり、地域全体の課題として取り組んでいくことが求められているが、共同募金会はそうした地域における住民主体の福祉活動や、社会福祉法人やNPO等の担い手による先駆的な活動への財源醸成という重要な役割を有しており、社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、積極的に役割を果たしていくことが期待されている。

さらに、共同募金は、その活動の過程を通じ地域の課題解決に向けて住民の力を集結させていくという運動性を有しており、地域であまねく活動を展開することにより、引き続き地域の福祉活動を推進していくために必要とされる資金の確保をはかるとともに、たすけあいによる住民相互の関わりづくりに貢献していくこととする。

また、社会で求められる支援と人々の善意とを結びつける公器としての基盤をより強固なものとしていくため、引き続き、募金活動の取り組みと、助成のあり方について充実をはかりつつ、運動を推進していくものとする。

1. 共同募金運動を通じた寄付文化の醸成

(1) 募金活動の活性化に向けた取り組み

①新たな募金活動への取り組みと既存の活動の充実

各方面とのタイアップによる共同募金運動の啓発や、寄付つき自動販売機の設置、ピンバッチ募金、寄付つき商品の開発、テーマを掲げた寄付の呼びかけなど、新たな寄付者層の開拓に向け共同募金運動への協力のすそ野を広げるとともに、既存各種の募金方法についても引き続き市町村共募との連携により充実をはかる。

②新たな決済方法による募金手法への対応

インターネット募金や、キャッシュレス決済等、新たな募金手法の導入を進めることにより、現代社会のニーズに対応する。

③企業等による社会貢献への取り組みとの連携

共募運動への協力を通じた社会貢献や SDGs への寄与の提案や、共同での企画立案、活動の維持発展に向けた情報収集・発信に努めるとともに、企業等の立場からの共募への期待感や満足感に応え、持続的な関係を構築していく。

④寄付者の意向に応える多様な寄付の受け入れ

運動実施期間や助成計画などの共同募金の枠組みにとらわれない多様な寄付の意向にも柔軟に対応するため、随時寄付金の受け入れをはかり、共同募金以外の取り扱いとして、支援分野など寄付者の緩やかな希望にも応えつつニーズのマッチングに対応していく。

⑤共同募金の持つ福祉教育的機能の活用

地域住民、とりわけ子どもたちが福祉を学ぶためのきっかけとして共同募金への積極的な関わりを促すとともに、持続可能な社会を作っていくための「寄付」や「たすけあい」の重要性について共有をはかっていく。

⑥遺贈・相続による寄付の受け入れ

財産を地域社会のために役立てたいという希望を持っている方や、その遺族の方々からの要望に応え寄付の受け入れをはかる。

⑦募金活動のモデル的な取り組みについての支援と普及

市町村共募での新たな募金活動への取り組みなどの事例について、個別支援や他市町村への情報提供を行い、事業成果の普及と拡大を進める。

⑧各種募金運動資材の開発・改良、市町村共募への提供

募金箱、領収書、ポスターなど、運動の推進に不可欠な各種の資材を市町村共募へ提供するとともに、改良や新規開発を行い、運動の推進を

円滑なものとする。

⑨募金グッズの適切な運用の維持

一定額以上の寄付で寄付者に進呈する、ピンバッジやクリアファイル等の「募金グッズ」の取扱いに際して、募金活動の現場で販売事業であるかのような誤解などを生じさせないよう適切な運用を維持する。

(2) 広報活動と情報発信

①赤い羽根サポーターによる啓発キャンペーンの展開

幅広く道民の支持によって活躍するスポーツ選手などに赤い羽根サポーターとしてご就任いただき、道民の福祉増進に寄与する共同募金運動への協力を通じた感謝の気持ちを表すとともに、そうした姿勢を通じて道民のさらなる運動への共感を広げていくことを目的として、各種の啓発事業を実施する。

②若年層や子育て世代への運動の啓発を目的とした事業企画の実施

次世代においても共同募金が地域福祉推進のための貴重な道民の共有財産として位置づけられるよう、若年層などに向けたイベントや宣材の企画など、啓発に向けた取り組みを強化していく。

③参加型で双方向な広報プログラムの実施

ポスター図案の公募など所定のプログラムを通じて住民が本会の広報企画に参加する機会を設け、運動への関わり方の幅をひろげるとともに話題づくりとしていく。

④道民が楽しみながら自然な形で共募に触れてもらう機会の創出

広く道民を対象として、イベント募金やチャリティー企画への参加、募金ノベルティーの配付、タイアップによる話題づくりなどを通じて、共募の目的やしぐみについて関心をもってもらうためのきっかけづくりを進める。

⑤寄付者と助成先団体が会する場の設定

寄付と助成が循環しているものであること、共同募金を通じて両者がつながっていることを実感してもらうと同時に、寄付者に対する活動の成果報告と、助成先団体から直接寄付者に感謝を伝える機会とする。

⑥赤い羽根の支持者基盤の再構築

共同募金への共感や愛着、信頼を醸成し、共同募金役職員をはじめ、募金ボランティアや地域住民に共同募金を支持する「ファン」になってもらえるよう、その基本的なしぐみなどについて広く周知をはかり、共同募

金が「じぶんの町を良くするしくみ」（寄付と助成が循環するしくみ）であることを共有していく。

⑦助成を受けた団体による道民への情報発信の促進

共同募金の助成を受けての事業成果について、団体自らによる情報発信を促す事により、生の声による地域への情報提供の機会とし、寄付者と団体との距離を近づけるとともに、募金の使途について理解を深める。

⑧報道機関等の協力による情報発信

広く道民に向けた情報発信の手法として、マスコミ媒体や街頭大型ビジョンなどを通じての広報に積極的に取り組み、各媒体へのPR用映像、音源等の素材や情報の提供、取材の依頼、公告の掲出などを行う。

⑨ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービスによる情報発信

常時開かれた情報発信のチャンネルとして運用。共同募金の取り組みや理念について包括的かつわかりやすく掲出、あるいはX(旧ツイッター)の活用により、できるだけ即時的な情報発信に努め、インターネットユーザーへの啓発を行う。

⑩新たな広報素材の開発や取り組みの検討

本会に設置された広報企画委員会での協議や、市町村共募からの意見を基に、効果的な取り組みの検討を進める。

⑪共同募金による重点助成分野を活用した広報活動の実施

中央共同募金会のまとめにより全国で共有されることとなった、これまで共同募金において重点的に助成してきた活動などによる重点助成分野について、寄付者に共同募金の使途に関する具体的なイメージを持って理解していただくことを目的として広報活動に活用していく。

⑫全国的な広報事業展開への参画

全国協調運動としての取り組みを道民にアピールするため、空の第一便の実施、ポスター・テレビCMスポットの活用を始め、中央共同募金会の企画などによる各種広報事業と同調した活動展開をはかる。

また、赤い羽根のブランドを活かした広報を推進するため、ロゴマークやキャッチコピーについて統一規格によるものを積極的に用いる。

2. 助成を通じた社会課題解決支援への取り組み

(1) 助成を通じた共同募金運動の啓発

①全国協調によって取り組まれるテーマに同調した助成事業の展開

中央共同募金会と都道府県共同募金会の協調によって取り組まれる共通助成テーマなどへの同調をはかる。

②活動団体によるモデル的な事例の発掘と支援

住民の生活課題の多様化、複雑化が指摘される中で、新たに顕在化した課題解決のための取り組みについて、全道域でのモデルとなるような活動の支援を行う。

③助成事業を通じた住民の「相互の関わり」づくりの気運の醸成

従来の福祉の分野にとらわれず、地域活動の基盤である住民の「相互の関わり」づくりの気運を醸成することを目的とした事業の掘り起こしと支援のため積極的な助成を行っていく。

④全道域での資金（助成）ニーズキャッチへの取り組み

各分野の連絡協議会的性格を持つ中間支援組織や社会福祉協議会との連携、個々の助成先に対する聞き取りなどを通じたニーズキャッチにより、新たな福祉課題の解決に取り組む活動の支援につなげる。

⑤地域の資金ニーズに基づく助成計画の構築

計画募金としての特性を活かし、市町村共同募金委員会の助成計画に地域の資金ニーズを反映させながら、課題の解決に向けて住民の協力を求めていく。

⑥公募を通じた助成要望活動の掘り起こし

公募助成への取り組みを通じて、地域住民等が主体的に地域課題を解決する活動を支援するとともに、地域福祉の推進を図るため、時代の新しい動きに柔軟に対応した助成を行う。

⑦助成を受けた団体に対して、共同募金による助成にふさわしい適正な事業執行を求める。

(2) 歳末たすけあい運動の円滑な実施

①「歳末たすけあい運動推進会議」での協議に基づく運動の推進と地域における円滑な事業運営の維持。

一般募金に対する歳末たすけあいの意義を明確に保ちつつ、個人情報への取り扱いに留意した取り組みを進める。

(3) 民間社会福祉資金の総合的調整

①馬主社会福祉財団等の各種団体との連携を図りながら、民間社会福祉資金要望事業推薦委員会での協議に基づく推薦業務を実施する。

- ②共同募金以外の寄付金の受け入れ並びに助成の実施。
- ③公益信託制度の運営並びに助成の実施。
- ④その他各種民間社会福祉資金に関する調整。

3. 災害支援に向けた取り組み

(1) 緊急災害時に向けた支援体制の円滑化

①各種制度・資金の目的と役割に関する周知と情報提供

義援金・支援金の募集と配分、災害見舞金の交付、災害準備金制度、など、共募の役割と取り組みについて、市町村共募、関係団体、住民等への周知・情報提供を進め、理解を求めることにより有事における支援を円滑なものとする。

(2) 災害等準備金の積立と活用に向けての調整・PR

①準備金の運用に関する調整と成果についての周知

大規模災害発生時に実施される緊急救援活動への支援に備え、社会福祉法に定められた「災害等準備金」の積立を行うとともに、有事の被災地支援に向けた配分、資金拠出を円滑に進める。また、共同募金による独自の取り組みであることのPRを積極的に進める。

(3) 被災者、被災地で活動するボランティアグループ等への支援

①支援金(災害ボランティア・NPO活動サポート募金等)の活用に向けた支援

支援金募集の主体となる中央共同募金会との連携を図りつつ、活動団体からの助成申請の受付や相談に対応し、本道から被災地入りするボランティアの活動を支援する。

②災害見舞金の交付

風水害等の被害にあった世帯に対して、市町村共募からの請求に基づき見舞金を交付し、住民相互のたすけあい運動としての支援を行う。

③義援金等の募集の実施

被災都道府県の義援金募集委員会と、中央共募、関係団体・機関との連携のもとに全国展開される義援金等の募集を実施する。

(4) 災害支援にあたる関係団体・機関との連携

①北海道災害ボランティアセンター等との連携

北海道社会福祉協議会に設置された北海道災害ボランティアセンターを始め、平時から関係各所との連携を図ることにより、道内での災害支

援体制の充実強化に資する。

4. 組織運営と基盤整備

(1) 市町村共同募金委員会との連携

①共同募金関係者研究協議会等の開催による協議、研修の実施

運動推進に向けた諸課題に関して協議し、実践に向けた意見交換や情報提供を行う

- ・町村関係者研究協議会（8ブロック開催・7～9月。）
- ・市関係者研究協議会（札幌市開催。）
- ・事務局長連絡協議会（札幌市開催、12月上旬。市・地方共募局長対象）
- ・実務担当者研究協議会（札幌市開催）
- ・役職員向け研修会（札幌市開催）

②中央共募主催の研修会等への市町村共募関係者の参加支援

人材養成の一環として、共同募金運動の推進を目的とした中央共募主催の各種研修会等への参加を支援し、出席に係る費用の一部を助成する。

③市町村共募主催や本会主催の事業等における役職員の協働促進

イベント募金や各種行事、研修などでの協働の機会を設け、身近な範囲から相互の関わりを深めることにより運動の基盤を強固なものとしていく。

④市町村共募への訪問機会の確保

共同募金運動の活性化に向け、市町村共募を訪問しての意見交換などを行う。

⑤市町村共同募金委員会への多様な人材参画の促進

社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会などとの連携を基礎としつつ、地域の様々な組織や個人とつながりをつくりながら、住民の共同募金運動への主体的参加を促すことにより、市区町村共同募金委員会への多様な人材の参画をはかっていく。

(2) 事務手続きの基盤整備

①オンラインや電子データによる助成申請手続きの合理化の検討

事務的手続きを合理化することにより、より募金推進に関連する業務への対応力を高めるとともに、申請者等の負担軽減をはかる。

(3) 会務の運営

①理事会、評議員会、評議員選任解任委員会、正副会長会議の開催並びに

監事監査の実施

②各専門委員会を開催

- ・配分委員会
- ・共同募金運動推進対策委員会
- ・広報企画委員会
- ・民間社会福祉資金要望事業推薦委員会

(4) 顕彰・弔慰等の実施

- ①運動の功績者に対して感謝の意を表するため、共同募金奉仕者、従事者、寄付者などに対して、表彰、感謝並びに弔意等を実施する。
- ②北海道社会福祉協議会、北海道と共に北海道社会福祉大会を主催し式典を催す。
- ③中央共同募金会会長表彰、厚生労働大臣感謝、紺綬褒章の該当者について中央共募への推薦を行う。

(5) 関係団体・機関との連携

- ①共募運動推進のための各種の取り組みを円滑に進めるため、社協を始めとする各関係団体・機関等との情報交換や連携をはかる。
- ②中央共募、東北ブロックを始め各県共募等との連携を行い、全国協調での運動推進を図る。